

仕様書

1. 業務名 新田部東団地等アスベスト含有分析調査業務

2. 業務場所 新田部東団地

(下関市菊川町大字田部568番地2)

岡枝住宅（荒小田北）1号・2号

(下関市菊川町大字下岡枝183番地25・26)

3. 履行期間 契約締結日から令和8年3月30日まで

4. 業務内容 (1) 業務対象箇所

・別紙1-1及び1-2「調査箇所」のとおり

(2) 試料採取

・試料の採取は、JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。

・試料採取にあたっては、所要の防護対策を講じること。

・試料採取にあたっては、周囲へ石綿粉じん等が飛散しないよう粉じん飛散防止材を噴霧する、採取個所に硬化剤を噴霧する等適切な措置を講ずること。

・試料採取を行う技術者には、「建築物石綿含有建材調査者」の資格を有する者を充てること

(3) 分析

・アスベスト含有率の分析方法は、JIS A 1481-1に基づく定性分析とする。

5. 業務仕様 業務の遂行にあたっては建築基準法ほか関係法令を遵守するものとする。なお、不明な点については事前に監督職員と協議し承認を得るものとする。

- 6．提出書類 (1) 着手前に工程表、管理技術者届及びその他監督職員の指示するもの。
- (2) 完成後に完成報告書（業務写真、分析結果報告書）2部及びその他監督職員の指示するもの。

7．現場・安全管理

- (1) 業務受注後、速やかに現地調査を行い、早期着手、完了に努めること。
- (2) 業務箇所における事故および災害防止の措置を確実に講ずること。
- (3) 事故または災害が発生した場合は、最善の応急処置を講ずると共に、直ちに監督職員および関係官公署に報告しなければならない。
- (4) 業務発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。
- (5) 業務中の立会検査は、監督職員の指示によるものとする。

8．その他

- (1) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- (2) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙3下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。
- (3) 仕様書に明記のない事項であっても、軽微なもので業務の遂行上必要と認められるものについては、受託者の責任において行う。